

中途採用 栃木県立がんセンター 職員採用試験案内

[正職員 (無期雇用) MSW (社会福祉士 (医療ソーシャルワーカー))]

地方独立行政法人栃木県立がんセンター

※栃木県立がんセンターは、2016年4月に地方独立行政法人へ移行しました。

採用後の身分は栃木県庁職員ではなく、地方独立行政法人職員となります。

[募集概要]

1 職種	無期雇用職員 (正職員) [MSW (社会福祉士 (医療ソーシャルワーカー))]		
	有期雇用の場合	雇用期間	—
		更新の可否	—
		更新の要件	—
2 募集人員	業務拡大につき、2名		
3 職務内容	1. 心理的・社会的問題の解決及び調整援助 2. 転院・退院調整 など		
4 採用予定日	随時 ※2026年4月1日の入職を想定 (調整可能)		
5 応募資格	社会福祉士の資格を有すること		
6 試験日程	随時 (書類選考、Web試験 (適性検査/学科試験)、論文、面接) ※論文、面接の日程については調整し決定 (平日2時間程度を想定)		
7 申込期限	2026年3月31日 (火) ※応募があり次第選考に入ります ※定員に達した場合、採用を打ち切ります		
8 応募手続	応募される方は、次の書類を「栃木県立がんセンター」に提出 (郵送又は持参) してください。 ※郵送の場合は封筒の表に「募集申込 (MSW)」と朱書きの上、書留等確実な方法で郵送してください [提出書類] ・地方独立行政法人栃木県立がんセンター職員採用試験受験申込書 (受付票) (様式1) ・履歴書 (様式2-1、2-2) ・資格証の写し (複写の際はA4サイズとしてください)		
	[提出先] 〒320-0834 栃木県宇都宮市陽南4-9-13 栃木県立がんセンター 総務課 採用担当 宛て		
9 試験種目	①適性検査、②学科試験、③作文、④面接、⑤その他 ※①②はWeb上で実施。③④は当センターにて実施		
10 その他			

[待遇]

身 分	栃木県立がんセンター職員 〔正職員（無期雇用職員）（MSW（社会福祉士（医療ソーシャルワーカー））〕																	
勤務時間	1週間あたり 38 時間 45 分																	
給与	<ul style="list-style-type: none"> ○次の給与を基本として、職歴のある方については職務経験を踏まえて加算しますのでお問い合わせください。※算定には勤務証明書を要します ○このほか、超過勤務手当など実績に応じた手当が支給されます。 <p style="text-align: center;">〔参考〕給与の概要 ※基本給のみ（超過勤務手当等は含めず）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>高校卒</th> <th>大学卒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定年収 (月収 12 月分 +)</td> <td>3,600,000 円</td> <td>4,100,000 円</td> </tr> <tr> <td>月収</td> <td>214,900 円</td> <td>247,100 円</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td>基本給</td> <td>237,600 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域手当</td> <td>9,500 円</td> </tr> </tbody> </table>				高校卒	大学卒	想定年収 (月収 12 月分 +)	3,600,000 円	4,100,000 円	月収	214,900 円	247,100 円	内訳	基本給	237,600 円		地域手当	9,500 円
	高校卒	大学卒																
想定年収 (月収 12 月分 +)	3,600,000 円	4,100,000 円																
月収	214,900 円	247,100 円																
内訳	基本給	237,600 円																
	地域手当	9,500 円																
諸手当 通勤手当、扶養手当、住居手当（月上限 28,000 円）、超過勤務手当等																		
賞与	年 2 回 4.65 か月分（給与規程による）																	
昇給	年 1 回																	
退職金制度	有り																	
休日	土日、国民の祝日、年末年始																	
休暇	<p>有給休暇：年間 20 日のほか、特別休暇*があります。</p> <p>*リフレッシュ（年 6 日間）、結婚（7 日間）、出産、妻の出産、子の養育等</p> <p>無給休暇：介護休暇、育児休業等</p>																	
社会保険	地方職員共済組合、雇用保険に加入 (健康管理事業、元気回復事業、各種貸付など、福利厚生面も充実しています。)																	
福利厚生	各種健康診断、白衣の無償貸与、職員住宅（単身者向け）、院内保育園																	

